

伊丹市産後ケア事業実施要綱

伊丹市産後ケア事業実施要綱（令和2年4月制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児に取り組むことができるよう支援することを目的として実施する伊丹市産後ケア事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、伊丹市（以下「市」という。）とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業の趣旨を理解し、適切な実施及び適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

2 本事業の委託を受ける事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める兵庫県内に所在する病院、診療所及び助産所（助産師出張業務届出者含む）であること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術を有していること。
- (3) 助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）のいずれかを常に1名以上（出産後4か月頃までの時期は、助産師を中心とした体制とすること。）配置し、主に母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談等を行う実施体制が確保できること。（ただし、宿泊型は、1名以上の助産師等を24時間体制で配置すること。）
- (4) 次条に規定する事業内容を提供できること。
- (5) 本事業を安全・快適に提供できること。
- (6) 市と適切な連携・調整を行うことができること。

（事業内容）

第3条 本事業は、次条に規定する者に対し、次に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を実施するものとする。

(1) 宿泊型

対象者を宿泊させ、次項に規定する産後ケア（以下「産後ケア」という。）を実施するとともに、母親の食事の提供、入浴機会の提供等を実施するもの。

(2) 通所型

対象者を日帰りで施設利用させ、産後ケアを実施するとともに、必要に応じて母親の食事の提供を実施するもの。

(3) 訪問型

対象者の家庭を訪問し、1回の利用につき原則3時間以内の時間において産後ケアを実施するもの。

2 前項の産後ケアは、次に掲げる内容とする。

- (1) 母親への保健指導，栄養指導（健康状態の観察，身体的ケア，栄養相談等）
- (2) 母親の心理的ケア（EPDS を活用した相談支援等）
- (3) 適切な授乳ができるためのケア（乳房ケア又は授乳支援等）
- (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談（発育発達等に応じた相談，離乳食相談，育児相談，児の抱き方・おむつ交換・沐浴・寝かしつけ等の指導・相談）

（対象者）

第4条 本事業の対象者は，市内に住所を有する産後1年以内（児の1歳の誕生日の前日まで。）の母親及び乳児，並びに流産・死産を経験して1年以内の者であつて，産後ケアを必要とする者とする。

2 前項に規定する者のほか，産後ケアが必要と市長が認める者は，本事業の対象者としてすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，利用できないものとする。

- (1) 産後ケアを受けようとする者のいずれかが感染性疾患（麻疹，風疹，インフルエンザ等）に罹患している者
- (2) 入院加療の必要がある母親（乳児のみに入院加療が必要である母親は除く。）
- (3) 心身の不調や疾患があり，医療的介入の必要がある者（医師により本事業において対応が可能と判断された者を除く。）
- (4) その他，本事業の利用が適当でない認められる者

（利用日数等）

第5条 対象者は，宿泊型（0時から24時までの利用を1日とし1回と数える。），通所型及び訪問型について通算7回以内のサービスを利用することができる。

2 サービスの実施日及び実施時間は事業者が定めるものとする。

3 第3条第1項に規定するサービスの同一日の利用は，同一日の利用の必要があり，かつ対象者が希望する場合のみ同一日に利用することができる。

（利用申請）

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は，妊娠34週を経過した日以降に，伊丹市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書（様式第1号-1又は第1号-2）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が当該年度（4月又は5月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）又は生活保護世帯に該当する場合にあっては，前項の規定による申請の際に市長にそれを証する書類を提出しなければならない。ただし，市長が，当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは，これらの書類の添付を省略させることができる。

（利用承認及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用承認の可否を決定し、承認した場合において、伊丹市産後ケア事業利用券（本人用）（様式第2号－1又は第2号－2）（以下「利用券」という。）に伊丹市産後ケア事業助成券（以下「助成券」という。）を添えて、不承認とした場合において、伊丹市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 申請に基づき市が事業所の予約を行い利用承認した場合にあっては、市が、伊丹市産後ケア事業利用依頼書（様式第4号）（以下「利用依頼書」という。）に申請書の写し及び利用券の写しを添えて、速やかに事業者に依頼するものとする。

3 事業者は、前項の規定により依頼を受けたときは、第1項の規定により利用承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に連絡し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

4 利用日数や時間数のみを承認した場合にあっては、利用者は、利用券受理後、自ら事業者に予約を行わなければならない。

5 事業者は、前項の規定により利用者から予約を受けたときは、市に予約報告を行い、必要に応じて情報提供を依頼するものとする。

6 市長は、前項の規定により情報提供の依頼を受けたときは、必要な情報を事業者に提供する。

（自己負担額）

第8条 利用者は、別表1－1、別表1－2、別表1－3に定める費用を負担しなければならない。

2 自己負担額は、利用当日に事業者に対し、利用者が直接支払うものとする。

3 利用に際し発生する人件費、室料（特別室を除く）、食費、個室、光熱水費、寝具、消毒、訪問型の交通費は、第10条に規定する委託料に含み、利用者からの追加徴収は行わないものとする。

（利用内容の変更）

第9条 利用者は、利用日時等に変更が生じた場合は、速やかに、事業者に連絡しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに市に連絡するものとする。

ただし、市が予約を行い、日時及び事業者を決定した案件においては、事業者が伊丹市産後ケア事業利用変更連絡票（様式第5号）を市に送付するものとする。

3 利用者は、利用券に記載の利用者及び利用承認サービス等に変更が生じ利用券の差し替えが必要となる場合は市へ連絡するものとする。

（委託料）

第10条 本事業に係る委託料は、別表1－1、別表1－2、別表1－3により算出する。

（実施報告及び委託料の請求）

第11条 事業者は、実施状況について、伊丹市産後ケア事業利用報告書（様式第6号）を

作成し、利用者から提出された助成券とともに伊丹市産後ケア事業請求書（様式第7号）に添えて、事業を実施した当月分を翌月10日までに市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

第12条 市長は、前条の規定に基づき委託料の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（研修の実施）

第13条 事業者は、本事業に従事する者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質向上に努めるものとする。

（帳票類の整備等）

第14条 事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

（帳票類の保管及び廃棄）

第15条 事業者は、帳票類は5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 事業者は、保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

（事業内容の改善）

第16条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業者は、本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項等を遵守しなければならない。

（安全管理体制）

第18条 事業者は、市が作成した安全管理マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備・対策を実施するものとする。

2 事業者は、賠償責任保険に加入するものとする。

（事故及び損害の責任）

第19条 事業者は、業務により生じた事故及び損害については、市に故意又は重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 伊丹市に所在する事業者は、前項に規定する事故が発生したときは、直ちに市担当課に連絡するとともに、母親等のみが事故にあった場合にあつては、産後ケア事業事案等発生

時報告様式（様式第8号）、事故に児が含まれている場合にあっては、教育・保育施設等事故報告書（様式第9号）により市長へ報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定において報告があった事故のうち、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案が発生したときは、直ちに兵庫県を通じて国へ報告しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際に、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

別表1-1 宿泊型の費用（1日あたり）

契約単価			自己負担額	委託額
1日あたり	課税世帯	基本額	3,100円	27,900円
①基本額		多胎加算(※1)	700円	6,300円
31,000円		要支援加算(※2)	—	7,000円
②多胎加算	非課税世帯 生活保護世帯	基本額	0円	31,000円
7,000円		多胎加算(※1)	0円	7,000円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	7,000円
7,000円				

別表1-2 通所型の費用（1時間あたり：30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）(※3)

契約単価			自己負担額	委託額
1時間あたり	課税世帯	基本額	340円	3,060円
①基本額		多胎加算(※1)	100円	900円
3,400円		要支援加算(※2)	—	500円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0円	3,400円

1,000円	生活保護世帯	多胎加算(※1)	0円	1,000円
③要支援加算 500円		要支援加算(※2)	—	500円

別表1-3 訪問型の費用（1時間あたり：30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）(※3)
 <交通費含む>

契約単価			自己負担額	委託額
1時間あたり	課税世帯	基本額	500円	4,500円
①基本額		多胎加算(※1)	100円	900円
5,000円		要支援加算(※2)	—	1,000円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0円	5,000円
1,000円		多胎加算(※1)	0円	1,000円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	1,000円
1,000円	生活保護世帯			

(※1)多胎児利用の2人目以降の児1人あたり

(※2)支援の必要性の高い者の受け入れ加算(市から依頼を受理し受け入れた場合)：市がリスクアセスメントシート等を活用し、支援の必要性が高い者(要対協、特定妊婦等)と判断した場合は、協力機関に支援依頼を行う。支援依頼のあった協力機関は①アセスメント、②ケアプランの作成、③②に基づくケアの実施・評価、④市・関係機関との連携を行うものとする。

(※3)通所型、訪問型は、協力機関が設定した時間単位のケア提供とし、延長が必要な場合には、利用者に承諾を得た上で、1時間単位での実施とするものとする。(延長する場合には、本市へ延長が可能か確認する。)